

飯塚市先端情報技術開発支援補助金交付要綱

令和3年5月7日

飯塚市告示第141号

(趣旨)

第1条 先端情報技術であるブロックチェーン技術を活用し、産業の国際競争力の強化、市民の利便性の向上及び安全で安心できる社会の実現を図るため、ブロックチェーン技術の実用化に取り組む事業者に対し、先端情報技術開発支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当する者であることをいう。

(対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所を有する事業者であること。
- (2) 市税を滞納していない事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに該当するときは対象者としな

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている者。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(研究開発期間)

第4条 補助金の対象とする研究開発期間は、原則として1年以内とし、交付決定の日が属する年度の3月31日までとする。

(対象事業)

第5条 補助金の対象となる研究開発事業は、次に掲げるものとする。

- (1) ブロックチェーン技術の実用化に関する研究開発
- (2) 前号に類するブロックチェーン技術を構成する技術を活用した研究開発

(対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 機械装置又はソフトウェアの購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
- (2) 外注に要する経費。ただし、上限は補助金申請額の2分の1以内とする。
- (3) 技術指導の受入れに要する経費
- (4) 開発に直接従事する者の経費(以下「直接人件費」という。)。ただし、当該直接人件費の占める割合は当該補助金申請額の総額の60パーセントを上限とする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 補助金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額の4分の3以内とし、1,000万円を限度として予算の範囲内で市長が定める。

3 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付回数)

第7条 補助金の交付回数は、同一事業者(団体の構成員、代表者等から同一と認められた団体を含む。)につき同一年度当たり1回とする。

2 複数年にわたり継続して実施する事業については、3年を超えて補助金の交付を受けることができない。

(意見の聴取)

第8条 市長は、補助金の交付の可否に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受ける事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事由が生じたときは、補助事業変更承認申請書により市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助申請額の20パーセントを超えて増額し、又は減額しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(補助事業の遅延等)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の成果)

第11条 補助事業の成果については、補助事業者に帰属するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。